

第200回 三重県都市計画審議会

議 事 録

令和5年8月21日

第 200 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和 5 年 8 月 21 日 (月)
2. 開会時間 午後 3 時 00 分
3. 閉会時間 午後 3 時 53 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール

5. 提出議案

- 第 1 8 3 3 号議案 四日市都市計画道路の変更について
第 1 8 3 4 号議案 鈴鹿都市計画道路の変更について

6. 出席委員の議席番号及び氏名

- | | | | | |
|---------|--------|----------------|-----|--------|
| 1 番委員 | 仲林 真子 | 近畿大学教授 | | |
| 2 番委員 | 浅野 純一郎 | 豊橋技術科学大学教授 | | |
| 3 番委員 | 中平 恭之 | 近畿大学工業高等専門学校教授 | | |
| 4 番委員 | 浦山 真美 | 三重県建築士会 | | |
| 5 番委員 | 野呂 政夫 | 三重県農業会議会長 | | |
| 6 番委員 | 山岡 智美 | 津商工会議所 | | |
| 7 番委員 | 浅沼 小百合 | 三重県宅地建物取引業協会 | | |
| 8 番委員 | 増田 理子 | 名古屋工業大学教授 | | |
| 9 番委員 | 米倉 洋成 | 東海財務局津財務事務所長 | (代理 | 和藤 康) |
| 1 0 番委員 | 佐藤 寿延 | 中部地方整備局長 | (代理 | 毛利 勇) |
| 1 1 番委員 | 森 重樹 | 東海農政局長 | (代理 | 中谷 勝巳) |
| 1 3 番委員 | 金子 正志 | 中部運輸局長 | (代理 | 村上 隆幸) |
| 1 4 番委員 | 難波 正樹 | 三重県警察本部長 | (代理 | 鈴木 秀明) |
| 1 5 番委員 | 中村 欣一郎 | 三重県市長会副会長 | | |
| 1 7 番委員 | 荊原 広樹 | 三重県議会議員 | | |
| 1 8 番委員 | 龍神 啓介 | 三重県議会議員 | | |
| 1 9 番委員 | 平畑 武 | 三重県議会議員 | | |
| 2 0 番委員 | 田中 祐治 | 三重県議会議員 | | |
| 2 1 番委員 | 長田 隆尚 | 三重県議会議員 | | |
| 2 2 番委員 | 今井 智広 | 三重県議会議員 | | |
| 2 3 番委員 | 樋口 龍馬 | 三重県市議会議長会会長 | | |

第200回三重県都市計画審議会

1 開会

○司会：都市政策担当 小菅次長

出席予定の委員の方々もお揃いになられましたので、ただいまより第200回三重県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の小菅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

<あいさつ>

○司会：都市政策担当 小菅次長

開会にあたりまして、県土整備部理事の佐竹からご挨拶申し上げます。

○県土整備部 佐竹理事

佐竹でございます。

200回の都市計画審議会の開催にあたりまして、ご挨拶させていただきます。

本日は、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素は三重県行政とりわけ、都市政策行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本都市計画審議会は、県が都市計画の決定や変更する場合におきまして、都市計画法第18条において、都市計画審議会の意見を経て都市計画を決定するものと規定されておりまして、都市計画を定めるにおいては非常に要となる審議会でございます。

本日の審議会は、昭和44年11月18日に、第1回を開催いたしましてから、54年近くを経過し、この度、第200回という記念すべき回を迎えることとなりました。

これはひとえに皆様のご理解、ご協力のおかげと、感謝しております。重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の県内の都市政策行政でございますが、県内の各都市計画区域マスタープランで描きます将来像の実現に向けて、土地利用や都市施設などの都市計画決定、また災害に強い、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりに向けて、立地適正化計画などの策定や各種事業を進めているところでございます。

次に、本日ご審議いただきます議案は、「四日市都市計画道路の変更」及び「鈴鹿都市計画道路の変更」の北勢バイパスに係る議案となっております。

現在、国におきまして事業が進められており、事業の進捗に伴う設計の見直しにより、都

市計画を変更するものでございます。

当該事業が完成いたしますと、新たな広域的な道路ネットワークが構築されますことにより、渋滞緩和や交通事故の減少が期待されますとともに、さらには、災害時における代替機能が確保され、また、産業面におきましては、物流機能が向上することにより、沿線等への新規の企業立地や企業の設備投資などが期待されることなど、北勢バイパスの事業の推進には、重要な役割がございました。

議事内容につきましては、事務局から説明いたしますので、委員の皆様には専門的なお立場や、日頃のご活動でお気づきの点など、様々な視点からご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

<資料確認>

○司会：都市政策担当 小菅次長

どうもありがとうございました。

さて、本日もご審議いただきます議案は2議案でございます。

まず、本日の資料につきまして、確認させていただきます。

お手元に配付の資料といたしましては、2種類でございます。

1種類目がダブルクリップで留めてありますけれども、片面1枚の「事項書」、1833の5ページの計画図に表記の誤り等がありましたので、その差替え版、そして「三重県都市計画審議会委員・幹事名簿」、「三重県都市計画審議会条例」、「三重県都市計画審議会運営要綱」、「傍聴要領」、「第199回三重県都市計画審議会議案の手續状況」、「第201回三重県都市計画審議会予定議案概要」を一体としたものを一部と、2種類目は、本日の議案の説明の際に使用いたしますパワーポイントの内容を、別冊として緑色の表紙を付けたものが一部ございます。

資料の不足等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。

なお、緑色の表紙がついた議案書につきましては事前に配付させていただいておりますけれども、もし、今日お持ちでない方がお見えでしたらお知らせいただけますでしょうか。

※ 特段の声なし

それでは次に今回の審議会から新しくご就任いただきました方々をご紹介します。

3番委員 近畿大学工業高等専門学校教授 中平 恭之様でございます。

6番委員 津商工会議所 山岡 智美様でございます。

9番委員 東海財務局財務事務所長 米倉 洋成様でございます。

本日は代理で管財課長の和藤 康様にご出席いただいております。

10 番委員 中部地方整備局長 佐藤 寿延様でございます。

本日は代理で、三重河川国道工事事務所副所長 毛利 勇様にご出席いただいております。

11 番委員 東海農政局長 森 重樹様でございます。

本日は代理で、農村振興部農村計画課課長補佐 中谷 勝巳様にご出席いただいております。

12 番委員 中部経済産業局長 寺村 英信様でございます。

本日はご欠席されております。

13 番委員 中部運輸局長 金子 正志様でございます。

本日は代理で、三重運輸支局長 村上 隆幸様にご出席いただいております。

15 番委員 三重県市長会副会長 中村 欣一郎様でございます。

17 番委員 三重県議会議員 荊原 広樹様でございます。

18 番委員 三重県議会議員 龍神 啓介様でございます。

19 番委員 三重県議会議員 平畑 武様でございます。

23 番委員 三重県市議会議長会会長 樋口 龍馬様でございます。

新しく就任された委員の方々の紹介は以上でございます。

3 議事前手続き

<議長選出>

○司会：都市政策担当 小菅次長

次に、本審議会の会長についてでございますが、前会長の松本委員の退任に伴いまして、本日の審議会において新たに会長を選任していただく必要がございます。

本審議会の会長につきましては、都市計画審議会条例、以下「条例」と言わせていただきますが、第4条1項の規定により、学識経験のある委員から選出いただきたいと存じます。

会長の選出につきましては、まず、仮議長を選出いただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

仮議長につきましては、会長不在の場合、条例第4条3項の規定により、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理することとなっており、現在2番委員の浅野委員が前会長から指名されております。

つきましては、浅野委員に仮議長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

※ 異議なし

ありがとうございます。

それでは、浅野委員、議長席の方へ移動をお願い致します。

※ 浅野委員、議長席に移動

浅野でございます。

皆様のご承認を得ましたので、仮議長を務めさせていただきます。

本審議会の会長選出につきまして、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

<出席者数報告>

○仮議長：浅野委員

次に、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策担当 小菅次長

報告いたします。

委員総数 24 名中、委任状の提出のありました 5 名の方の代理出席を含めまして、21 名の方々に出席いただいております。

○仮議長：浅野委員

ただいま報告のありましたとおり、出席されています委員の人数が委員総数の 2 分の 1 以上でございますので、条例第 6 条第 2 項の規定により、本審議会は成立いたしました。

<会長選出>

○仮議長：浅野委員

次に、条例第 4 条第 1 項の規定により、会長の選出を行いたいと存じます。

会長の選出につきましては、三重県都市計画審議会運営要綱第 2 条第 1 項及び第 3 項の規定によりますと、選挙による方法と委員の皆様がご異議のない場合には、選挙に代えて指名推薦による 2 通りございますが、指名推薦による方法にさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

※ 異議なし

○仮議長：浅野委員

それでは、指名推薦とさせていただきたいと思っております。どなたかご推薦いただけますでしょうか。

○委員：浦山委員

都市計画を専門とされている浅野委員を推薦したいと思います。

○仮議長：浅野委員

ただいま私を推薦していただいたところですが、他にご推薦ございませんでしょうか。

※ 特段の声なし

○仮議長：浅野委員

では、私が会長職を仰せつかるということで、よろしいでしょうか。

※ 異議なし

○事務局：都市政策担当 小菅次長

ありがとうございました。

浅野会長におかれましては、条例第 6 条第 1 項の規定によりまして、これから先の進行につきましてどうぞよろしくお願いいたします。

<議事録署名者の指名>

○議長：浅野会長

改めまして会長に推薦いただきました浅野でございます。

では、ただいまから第 200 回三重県都市計画審議会の議事に入りたいと思います。

議事進行につきまして、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

最初に、条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、会長が指名することになっております会長代理でございますが、3 番委員の中平委員をお願いしたいと思います。

次に、本審議会の議事録の署名者 2 名を運営要綱第 10 条の規定により議長から指名させていただきます。

1 番 仲林委員、3 番 中平委員のお 2 人に署名委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

<会議の公開・非公開>

○議長：浅野会長

議案の審議に入る前に、まず審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。

運営要綱第 8 条第 1 項の規定では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます委員会の議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開したいと存じますがいかがでしょうか。

※ 異議なし

では、異議ございませんようですので、公開するという事に決定いたします。

＜傍聴者報告＞

○議長：浅野会長

それでは、本日の傍聴人につきまして、事務局より報告願います。

○事務局：都市政策担当 小菅次長

一般傍聴の方が2名、来場されております。なお、報道機関の方の来場はございません。

○議長：浅野会長

それでは、傍聴者の方々に入場していただきますので、しばらくお待ちください。

※ 傍聴者 入場

それでは、傍聴に際しまして、傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。

傍聴者の方々におかれましては、お配りしました傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。

なお、この規定に違反した時は、注意し、また、それに従わないときは、退場していただく場合がございますので、ご了承願います。

次に、事務局から運営要綱の改正について報告を受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○事務局：都市政策課 岡田副課長

事務局から、運営要綱の改正について、ご説明させていただきます。

お手元に配付の資料の7ページの下線部、第11条をご覧ください。

今回報告させていただきますのは、この11条を新規に追加することについてでございます。

前回までの会議におきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、会長の下承出で、Web会議システムを併用した会議を開催してきたところでございますが、運営要綱に規定がありませんでした。

そこで、アフターコロナ後の生活様式に対応し、Web会議システムの併用を継続するため、新たに規定を整備したものでございます。

今回の改正は、審議に係る主たる部分でないことから、本日に先立ちまして、令和5年4月1日付けで改正した上で、本日報告させていただきました。

運営要綱の改正についての報告は、以上でございます。

○議長：浅野会長

以上の報告について、ご質問等ございますでしょうか。

※ 意見・質問なし

4 第 199 回都市計画審議会に関する報告

○議長：浅野会長

次に、議案の審議に先立ちまして、前回の第 199 回都市計画審議会に関する報告を事務局からお願いします。

○事務局：都市政策課 岡田副課長

前回の議案に関する手続状況についてご説明させていただきます。

お手元に配付の資料の、11 ページ「第 199 回三重県都市計画審議会議案の手続状況」をご覧ください。

令和 5 年 3 月 29 日に開催しました、前回の審議会ですが、1 件、ご審議いただきました。

第 1832 号議案では、伊勢市内において、産業廃棄物処理施設、木くずの破砕施設を設置しようとするものであり、その敷地の位置が都市計画上、支障がないことをご確認いただきました。

産業廃棄物処理施設等施設につきましては、周辺の環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、建築基準法第 51 条本文の規定により、都市計画区域内においては原則建築が禁止されています。

ただし、県の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認められ、許可を経た場合は設置可能とされています。

本件は、この建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、令和 5 年 4 月 14 日に許可されております。

前回の議案に関する手続状況の報告は、以上でございます。

○議長：浅野会長

以上の報告について、ご質問等ございますでしょうか。

※ 意見・質問なし

5 議事

(1) 第 1833 号議案「四日市都市計画道路の変更」

(2) 第 1834 号議案「鈴鹿都市計画道路の変更」

○議長：浅野会長

では、議案の審議に入りたいと思います。

本日はご審議いただきます議案は、2 議案ございます。

第 1833 号議案及び第 1834 号議案はいずれも北勢バイパスに関わる議案で相互に関連がありますので、一括して議題といたします。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局：都市政策課 小野課長

都市政策課長の小野と申します。よろしくお願いいいたします。

本日の議案、第 1833 号議案「四日市都市計画道路の変更」及び第 1834 号議案「鈴鹿都市計画道路の変更」について、一括して説明させていただきます。

北勢バイパスは国道であります。都市計画法の規定によりまして、県の決定が必要な案件のため、本日この県の都市計画審議会に付議させていただきます。

それでは、スクリーンを使って説明いたしますので前方をご覧ください。

最初に、北勢バイパスの概要と進捗状況についてご説明します。図は、川越町から津市に至る沿岸部であり、方角は向かって右側が北、左側が南となります。

北勢バイパスは、平成 2 年に都市計画決定された道路で、起点を四日市市広永町、終点を鈴鹿市稲生町とした延長約 24km の幹線道路です。

北勢バイパスの南端は中勢バイパスに接続し、一体となって、さらに大きなネットワークを構成しています。

北側部分の、みえ川越インターチェンジから四日市市の北部までの区間は、すでに暫定 2 車線にて供用しています。

その南側から国道 477 号までの区間では、現在工事が進められており、令和 6 年度に開通する見込みと伺っております。さらにその南側につきましては、まだ調査設計段階となっております。

今回の変更区間は、図面中央の赤の点線部分の国道 1 号から中勢バイパスまでの区間となります。この区間は、令和 2 年度に事業名を「鈴鹿四日市道路」として、国において事業化され、現地の測量や地質調査等により、整備に向けた検討や設計が進められています。

その設計を進める中で、幅員や線形の変更が生じて参りました。今後地域の方々に、計画の詳細について説明していく段階となっております。

この北勢バイパス「鈴鹿四日市道路」は、地域に大きく影響を及ぼす事業であることから、今回の計画変更について、都市計画の手続きを経て、着実かつ効率的に事業を進めていこうとするものでございます。

また、図面左側に青の実線で示す中勢バイパスは、松阪市小津町の国道 23 号から鈴鹿市野町に至る区間が暫定 2 車線で開通しています。

現在、青の実線で示しています区間で工事が進められており、本年度中に開通する見込みと伺っております。

なお、白抜きの緑の点線で示す「鈴鹿亀山道路」は、令和4年度に県において事業化され、現在は調査設計を実施しています。

続きまして、北勢バイパスの上位関連計画における位置付けについてです。

まず、県のマスタープランの位置付けです。

四日市の都市計画区域マスタープランでは、本区域における南北方向の軸であり、国道1号及び国道23号の機能を強化する幹線道路に、鈴鹿の都市計画区域マスタープランでは、本区域の骨格を形成し国道1号及び国道23号を機能強化する幹線道路に位置付けています。

次に、市のマスタープランの位置付けです。

四日市市の都市計画マスタープランでは、南北方向の交通機能を強化する機能を持つ幹線道路に、鈴鹿市の都市計画マスタープランでは、圏域及び地域間を連絡する長いトリップ、移動距離の交通を処理する広域幹線道路に位置付けられています。

整備効果としては、大きく3つの効果が挙げられます。各整備効果の詳細について説明いたします。

1つ目の効果としましては、北勢バイパスの整備により中勢バイパスに繋がり、一連の道路となることで新たに南北幹線道路が構築されます。

すでに開通しています中勢バイパス周辺には、新たな産業集積地も形成されており、これら産業集積地と、国際拠点港湾である四日市港へのアクセスが向上し、円滑な物流ネットワークが確保されることにより、速達性が向上し、産業間の連携を促進するなど、北勢・中勢地域の地域経済・社会活動の支援、発展に寄与します。

2つ目の整備効果としましては、南北幹線道路がダブルネットワーク化され、道路の選択性が高まります。

地図上に示しています並行する国道1号、23号には、多数の渋滞箇所や事故危険箇所が存在しております。

バイパスで交通が分散されることで、交通量が減り、渋滞緩和や事故減少が期待されます。

そして、3つ目の効果としまして、沿岸部の津波浸水区域を回避するルートが確保され、災害時には防災拠点の連絡、道路啓開ルートの形成など、リダンダンシー、つまり代替機能を確保し、いち早い人命救助や復旧活動に貢献します。

それでは、上空から撮影しました航空写真で位置関係を示します。下が海側で上が山側となっております。赤の線が鈴鹿四日市道路です。写真左側、青の線、中勢バイパスとの接続や、中央の緑の線、鈴鹿亀山道路との接続、また上にあります東名阪自動車道と、将来的には鈴鹿亀山道路によって結ばれる様子もおわかりいただけるかと思えます。

それでは、いよいよ今回変更を行います区域の概要について、ご説明いたします。ここから先は、これまでの図と方角が逆になります。

向かって左側が北、右側が南となります。

四日市市采女町の国道 1 号接続部から鈴鹿市稲生町の中勢バイパス取付部に至る延長 6.9km の幹線道路として、令和 2 年度に事業化されました。構造形式は、青の二重線の部分は嵩上式、赤の二重線の部分は地表式の 2 種類となっております。

嵩上式の区間が全体の約 8 割を占めており、交差する道路と一体となるため、青丸で示す 4 ヶ所で本線に合流するためのランプを設けております。

次に、変更の概要について説明いたします。主な変更箇所は、以下の 5 点となっております。

四日市市側の変更が 1 点、鈴鹿市側の変更が 4 点です。画面の上部分が変更前、下半分が変更後の図面になります。下の変更後をご覧ください。まず四日市市側の変更箇所です。

図面左端の囲みは①国道 1 号交差点における区域変更の箇所になります。

続いて、鈴鹿市側は全体に及ぼすこととなりますが、②番の幅員の変更を行います。

そして、図面中央部③の本線線形の見直し箇所、また、④番の県道鈴鹿宮妻峡線との取付位置の変更箇所になります。

さらに、その左方向⑤番の地質調査等に伴う区域の変更を行うこととなります。

それでは、5 つの変更内容について順にご説明いたします。

1 点目の国道 1 号交差点における区域の変更についてです。

図は本線と国道 1 号との交差点の平面図で、左が変更前、右が変更後になります。

今回、縦に走ります国道 1 号交差点における車両交通の円滑な処理を目的とした交差点設計を行った結果、黄色い部分の範囲から赤色の範囲に変更しております。

こちらは少しわかりづらいので、次のスライドをご覧ください。こちら、国道 1 号の交差点部分を拡大した計画図となっております。変更前は青い線、変更後は赤線で表示しております。

当初は、本線の右折車線は 1 車線でしたが、交通量推計の結果から、1 車線では処理できないことが判明しましたので、2 車線に変更しています。

2 車線に変更したことにより、ランプの線形を見直し、これに伴って区域の変更をしております。

続いて、2 点目は幅員の変更について説明いたします。

こちらは、道路の標準断面図でありまして、左が変更前、右が変更後となっております。

変更区間の上段、構造形式が地表式となる鈴鹿亀山道路より北側の幅員 25m 区間と、下段の構造形式が嵩上式となる鈴鹿亀山道路より南側の幅員 40m 区間がございます。

道路の幅員については、平成 2 年の当初決定時は、昭和 58 年度の道路構造令に規定する標準幅員より計画しておりましたが、事業化に伴い、令和 2 年度の最新の道路構造令に規定する幅員へ変更しております。

変更後の幅員は 25m 区間は 25.3m、40m 区間は 41.8m としております。

変更箇所としては、図で示す幅員のうち、赤枠で囲った路肩、中央帯、自転車歩行車道が

最新の道路構造令の数字に変更しています。

また、嵩上式について、壁高欄の幅を、構造上の観点から 25cm から 50cm に変更しています。

さらに、右下の図で両側に管理幅 1m と記載がある部分は、維持管理上必要な幅員として今回加えています。

この管理幅については、次のスライドで詳しくご紹介して説明いたします。

こちらは、嵩上式の副道部分を拡大した図になります。

場所としましては、本線高架橋の両脇に計画している副道の強化について、当初決定では擁壁の壁面までを区域の境界としておりました。

今回の変更では、擁壁外側の道路側溝幅 50cm に、保全に必要な幅 50cm を加えた 1m を道路管理に必要な幅として区域に加えております。

そして、3 点目の鈴鹿川を渡る部分の本線線形の見直しの説明をいたします。

図は、議案書のページ番号「1834 の 6」の計画図を表示しております。

中央の青い部分が鈴鹿川で、画面上の西側から東側へ向かって流れています。

黄色の線で示している、当初決定時の本線橋梁の線形では、S 字のカーブになり、道路横断でひねりが発生し、車両の走行性に影響がありますので、赤線で示す直線に変更しています。

この変更により、車両の走行性や、橋梁の施工性が向上します。

次に、4 点目の県道鈴鹿宮妻峡線への取付位置の変更について説明いたします。

図は本線と県道との取付位置の平面図で、左側の変更前をご覧ください。

当初決定時、本線の東側で県道に取り付ける計画でした。

橋梁の構造や交差する県道や J R 関西本線との建築限界を考慮し、道路高さを見直した結果、高くなることがわかりました。

このことで、県道との取付けまでの縦断勾配が 2.5% 以上となり、道路構造令で規定する緩勾配区間長が確保できなくなりました。

また、取付位置が県道の曲線区間に当たるため、視認性に問題があることもわかりました。

このため、右側の変更後のように、県道への取付位置を縦断勾配が緩くでき、かつ、見通しの良い本線の西側に見直しました。

最後に、5 点目の地質調査に伴う区域の変更について説明いたします。

こちらの図は、議案書のページ番号「1834 の 5」の設計図を表示しております。

黄色の線は変更前、赤色の線は変更後となっております。

都市計画道路の形状は、現地測量や地質調査を実施し、地質に応じた法面勾配に変更したことにより、区域が変更となりました。

図面中央の紫の点線で囲った部分の横断図面をこの後表示いたします。

こちらは、道路を通すために地山を切った断面になります。

上段の当初決定時は、岩盤を想定していましたので、1 割の切土勾配を設定していました。

今回地質調査を実施した結果、それよりも軟らかい土砂が確認されましたので、道路の技術基準に基づき、傾きがゆるい勾配に直したことにより、区域の変更をしております。

次に、都市計画決定手続きの経過について説明いたします。

住民説明会は、四日市市側では、令和5年2月21日と22日に、鈴鹿市側では令和5年2月14日に実施しましたが、いずれも変更案に対する反対意見はございませんでした。

そして、都市計画法に基づく計画変更案の縦覧を令和5年5月23日から6月6日まで行いましたが、こちらもいずれに対しましても意見書の提出はございませんでした。

また、当該都市計画の変更に係る関係市であります四日市市、鈴鹿市から意見聴き取りを行った結果、異存なしとの回答をいただいております。

以上で、スクリーンを用いた説明を終了しまして、引き続き、お手元の議案書をご覧ください。

議案書をおめくりいただきますと、まずページ番号「1833の1」が四日市市都市計画道路の変更の「計画書」になります。次に、ページ番号「1833の2」をご覧ください。新旧対照表となっております。

今回の変更区間は、新旧対照表の下から2行目になります延長約700mに含まれております。国道1号との交差点設計は、最新の道路構造令に基づき行っており、鈴鹿市側と同様に幅員の変更が生じておりますが、一部区間の変更となりますので、計画書や新旧対照表に表示する幅員の変更は行わず、区域のみを変更しております。このため、こちらの記載の変更はございません。

次に、ページ番号「1833の3」が理由書でございます。

そして次のページ番号「1833の4」が位置図となっております。

次のページ番号「1833の5」が設計計画図となっております。こちらは今回差し替え版をご覧ください。

次に、ページ番号「1834の1」が鈴鹿都市計画道路の変更の計画書になります。

次に、ページ番号「1834の2」が、新旧対照表となっております。

表中の括弧書きのゴシック斜体に変更前の数字でございます。幅員杭の欄をご覧くださいますと、変更前の25mと40mが括弧書きで斜体で表示されております。その下の数字、41.8m、25.3mが、変更後の数字となっております。

次に、ページ番号「1834の3」が理由書でございます。

次に、ページ番号「1834の4」が位置図となっております。

続きまして、「1834の5」から「1834の9」までが、計画図となっております。

次に、ページ番号「1834の10」以降が、参考図の標準断面図となっております。

以上で、第1833号議案及び第1834号議案の説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長：浅野会長

ただいまのご説明に対して、ご質問ご意見等ございましたら、ご発言の方お願いしたいと思いを思います。

○委員：増田委員

今回、河川の線形を変えて直線化するというので、河川の生態系への影響はほとんどないということではないでしょうか。

もう1点ですね、今回取付道路がちょっと大きくなりましたので、そこを削る部分がかなり大きくなったと思うんですがその点に関しましても、環境的な問題はないかどうかということについてご説明いただけたらありがたいです。

○議長：浅野会長

取付道路っていうのは、幅員が広がったってことですね。

○委員：増田委員

そうですね。

○議長：浅野会長

切土の部分ですね。では事務局からお願いします。

○事務局：都市政策課 鈴木主幹兼係長

事務局より説明させていただきます。

まず1点目の鈴鹿側の線形変更に伴う影響ということですが、こちらに関しては特段、河川や生活への影響というのはございません。

もう1点目の切土部分に関しましても、地質調査に伴ってわずかながら外に広がったという変更になりますので、こちらに関しても0とは言えませんが、軽微というふうに考えております。以上です。

○議長：浅野会長

よろしいですか。ではその他いかがでしょうか。

仲林委員、お願いします。

○委員：仲林委員

わかりやすいご説明ありがとうございました。

経済への影響という記述がありましたので、そこについてご質問させていただきます。

参考資料の方の3ページに、北勢バイパスの整備効果ということで、地域経済・社会活動の発展に寄与ということがありまして、この発展、経済効果みたいなものについて、例えば県民経済計算でこれぐらいのプラスの影響があるというような、推計値のようなものも

しも計算されておりましたらご協議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長：浅野会長

はい。では事務局お願いいたします。

○事務局：都市政策課 鈴木主幹兼係長

事務局よりご説明させていただきます。

こちらに関しましては、まず、今回の道路をすることによって、産業拠点である鈴鹿市内から四日市港へのアクセスや速達性が向上します。現状では52分かかるところが整備後39分と、13分の短縮になるといった数字が出ております。

費用便益も1以上を確保しており、道路整備による便益が出ているということも確認しております。

○議長：浅野会長

私からも関連して、1点伺いますけど、地上区間が短くて、その部分をかなり盛土されているということとほとんどが嵩上式ということなので、ロードサイドビジネスがあんまり期待できないとは思いますが、5ヶ所のインターチェンジのうち、市街化調整区域に2ヶ所ぐらいできると。この場合に、多分愛知県なんかもそうなんですけど、インターチェンジができると自動的に開発許可制度と連動して緩和を行うというような運用をやったりするのですが、三重県でもそうなんですかね。例えば、流通系の施設の許可をインターチェンジの周辺では、緩めるというような運用を自動的に進められるようなところがあったりするんですけど、その辺り三重県ではどうなのかということも、もし、わかっておりましたら、聞いてみたいと思います。

○事務局：都市政策課 岡本班長

事務局から回答させていただきます。

開発許可制度に関しましては、先ほどおっしゃってみえた愛知県同様、インターチェンジ付近の物流施設という許可基準がございますので、その許可基準に則っての対応になるかと思います。

○議長：浅野会長

ということは、インターができれば、緩和の対象になるという、そういうことですかね。

○事務局：都市政策課 岡本班長

インターチェンジを指定し、物流施設の拠点として認められればそういったこととなります。

○議長：浅野会長

一種の「道路の設置効果」というふうに解釈できるというポイントかもしれません。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もう1点だけ私から参考までに、今回変更で、道路構造令が変わったので、幅員変更があったということなんです、この道路に限らず、今後も新規の幹線道路系のものをやるときは、同様の変更を全部やっていくということになるんですか。

○事務局：都市政策課 鈴木主幹兼係長

過去に旧道路構造令で設計されたものを新たに同じように変更する場合も、道路の重要性や変更の度合い、影響などを総合的に勘案して判断したいと考えております。すべてを変更するというふうに考えておりません。

○議長：浅野会長

わかりました。ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ご意見ございませんようでしたら、原案が適切であると判断することについて伺いますがご異議ございませんでしょうか。

※ 意見・質問なし

では、ご異議ございませんようですので第1833号議案「四日市都市計画道路の変更」及び第1834号議案「鈴鹿都市計画道路の変更」は、いずれも原案が適切であると判断し、三重県知事に原案のとおり、答申したいと思います。

最後に、次回審議会についての連絡を事務局からお願いいたします。

○事務局：都市政策課 岡田副課長

事務局から、次回審議会の予定議案についてご説明させていただきます。

お手元に配付の資料の13ページ、第201回三重県都市計画審議会予定議案概要をご覧ください。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてということで、鈴鹿市と伊賀市の案件がございます。

概要といたしましていずれも、産業廃棄物処理施設として、廃プラスチック類、その他の産業廃棄物の中間処理施設を設置することに伴い、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置について、都市計画上支障がないかどうか確認いただくというもので

ございます。

次回審議会の予定議案の説明は、以上でございます。

○議長：浅野会長

連絡事項につきましてご質問等ございませんでしょうか。

※ 意見・質問なし

では、ございませんようですので以上をもちまして議事を終了させていただきます。

この後の進行は、事務局でお願いしたいと思います。

○事務局：都市政策担当 小菅次長

浅野会長様におかれましては、議事の進行どうもありがとうございました。

また、委員の皆様にはご審議いただき誠にありがとうございました。

なお、次回の審議会は、すでにご案内させていただいております通り、来年1月12日(金)午後3時から午後4時30分ごろまでこの会場で開催を予定しております。どうぞご承知おきください。

それではこれもちまして、第200回県都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。お疲れ様でした。お気をつけてお帰りください。